



2017年3月10日

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

特定非営利活動法人 開発教育協会
代表理事 上條直美

当会は、多くの教育関係者と開発教育や国際理解教育を普及・推進してきた NPO です。今回の「**中学校学習指導要領案**」について、以下のようにパブリックコメントを提出いたします。よろしくご検討いただきますようお願いいたします。

件名：「**中学校学習指導要領案**について」

1. 持続可能な開発目標（SDGs）について言及

① 該当箇所 p.1 前文

② 意見

前文において、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められる」と述べられ、「持続可能な開発のための教育(ESD)」が言及されていることを歓迎します。

2015年9月の国連総会で2030年を達成目標年とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、17の目標で構成され、開発途上国の貧困課題だけでなく、防災や環境保全、気候変動、格差、男女共同参画といった日本を含む先進国が直面する課題も含まれています。2016年5月には首相を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設立され、12月には「SDGs実施指針」が決定されました。また、同じく12月に公表された中央教育審議会の「答申」にも記載されているように、学習指導要領前文においても、「生徒が、持続可能な開発目標(SDGs)についての理解を促進し、その達成に貢献する技能や態度を養うことが期待される」旨を加筆することを提案します。

2. 他者を認めること、人権の尊重

① 該当箇所 p.3 第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 2 (2)

② 意見

道徳教育を進めるにあたっては、人間尊重の精神を持つことに言及されていることを歓迎します。道徳教育では、さらに、自分の存在が認められるとともに、自分とは異なる他者の存在を認め、異なる価値観も尊重することや、自分も含め、すべての人の基本的人権を学ぶこと、を加筆することを提案します。すでに世界で認められている「児童の権利に関する条約」や「世界人権宣言」も参照することを提案します。

3. 学校の実態にあわせた教育課程編成への理解と支援

① 該当箇所 p.6 第1章 総則 第1 3 教育課程の編成における共通的事項 (1) 内容等の取扱い

② 意見

該当箇所にも記載されているように、「各学校において、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう」文部科学省や各地の教育委員会は、学校現場の自主性を尊重し、適切な支援をすることを提案します。学校現場は、貧困や格差、差別やいじめなどの問題を抱え、目の前の生徒に適した学習活動を模索しています。例えば、一クラスの生徒数を削減し、正規教員の定数を増やすなど、適切な人員配置と必要な環境整備への支援を提案します。

4. 教職員や生徒の負担過重とならない時間割づくりへの理解

① 該当箇所 p.6 第1章 総則 3 教育課程の編成における共通的事項 (2) 授業時間数等の取扱い

② 意見

該当箇所にも記載されているように、生徒の負担過重にならない柔軟な時間割編成を実現できるように、体制や環境を整備することを提案します。授業運営や学級運営をはじめ学校事務や保護者対応などに追われる現

場が多い中で、さらに学習内容や授業時間数を増やすのであれば、指導方法の工夫も必要になります。各学校の裁量権を増やし、現場の状況にあったよりよい教育のあり方を考え、工夫できるような時間的余裕や必要な研修の場を教職員に提供することを提案します。

5. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

①該当箇所 p.7 第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

②意見

新学習指導要領案においては、「主体的・対話的で深い学び」（「アクティブラーニング」の視点）が重視されています。教室で生徒の主体的な学びをすすめるには、学習環境づくりや指導方法の工夫が不可欠です。授業改善のために必要な、教職員の研究や研修の時間を十分に確保し、教職員が学びを広げる機会を増やしてください。

6. 学習評価について

①該当箇所 p.8 第1章 総則 第3 教育課程の実施と学習評価 2 学習評価の充実

②意見

該当箇所に学習評価の実施にあたっての配慮が記載されていますが、「答申」に記載されていたように、「主体的に学習に取り組む態度」について「感性や思いやり等については観点的学習状況の評価の対象外とすべきである」と思います。他方で「指導と評価の一体化」を図ることが重視されているので、何を評価の対象外とすべきかをより明確にしておくことを提案します。

7. キャリア教育を進路指導や職業的自立を超えて捉える

① 該当箇所 p.9 第1章 総則 第4 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実（3）

② 意見

該当箇所において、キャリア教育の充実が指摘されていますが、キャリア教育は、職業的自立を超えて、より広く捉えられると思います。つまり、生徒自身がどのような社会を望むのか、その社会づくりにどのように関わって行きたいか、を批判的かつ創造的に考えることであり、それは職業選択に留まらないことです。よって、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、持続可能な社会を描き、その社会づくりの主体として積極的に参加する資質を育めるとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と、下線部を加筆して下さい。

8. 外国につながる生徒への日本語指導

①該当箇所 p.10 第1章 総則 第4 生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導（2）
イ

②意見

「日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と記載されていることを歓迎します。同時に、母国語を話す指導員などの設置を徹底させ、生活面などの不安も取り除けるような配慮を期待します。

9. 外国につながる生徒の学び直しの機会提供について

①該当箇所 p.11 第1章 総則 第4 生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導（4）
学齢を経過した者への配慮

②意見

学齢を経過した者への配慮については、外国籍、ないしは外国で義務教育課程を終えて来日した外国につながる生徒等も対象に含めることを提案します。現行法では、海外で義務教育課程を終えて来日した場合、日本語の能力や学力のいかんを問わず、日本の義務教育課程で学び直すことができません。国によっては義務教育終了年齢が異なっており、義務教育課程を終えずに年齢を重ねたのちに来日するケースもありますが、年齢主義による安易な学年への振り分けによって、出席はするものの授業についていけないということも少なくないと聞いております。たとえ母国での教育により基礎的な学力を有しても、日本語の運用能力に課題がある場合も同様のことが起こります。そのような生徒たちの学習を支える場としても活用できることを明記することを求めます。（4）アの最後に、「なお、外国籍、ないしは外国につながる生徒等も対象にする」を追加すること

を提案します。

10. NGO・NPO との協働の明記

①該当箇所 p.12 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 ア

②意見

教育課程の編成及び実施に当たって配慮すべきこととして、「家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」が言及されています。「答申」でも社会とのつながりを強化していくことに言及されていたことから、「持続可能な社会づくりに貢献している NGO・NPO との連携や協働」の必要性にも言及する意味で、次のように加筆することを提案します。「家庭や地域社会をはじめ NGO・NPO との連携及び協働を深めること」。

11. 持続可能な社会を加筆

①該当箇所 p.26 第2章 第2節社会 第1 目標（1）

②意見

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な」の文章に、前文にもあるように、次の通り「持続可能な社会」を加筆してください。「平和で民主的な国家及び持続可能な社会の形成者に必要な」。

12. 国土や歴史に対する愛情という表現について

①該当箇所 p.26 第2章 第2節社会 第1 目標（3）

②意見

国土や歴史に対して多面的・多角的に深く理解することは、社会科の目標として適切ですが、国土や歴史に対して愛情を持ち、自国を愛することを目標にすることには違和感を持ちます。自国の歴史を多面的・多角的・批判的に学び、国土や歴史を深く理解をし、自国のあり方に関心を持つことを目標にすることを提案します。文章は、「多面的・多角的・批判的な考察を通して、我が国の国土や歴史に対して理解を深め、自国に関心を持つとともに・・・」と下線の部分を加筆することを提案します。

13. 持続可能な開発目標（SDGs）への言及

①該当箇所 p.48 第2章 第2節社会 第2 各分野の目標及び内容 3 内容の取扱い（5）ア（ア）

②意見

「国際連合をはじめとする国際機構などの役割については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること」の部分を下線のように加筆することを提案します。

「国際連合をはじめとする国際機構などの役割については、持続可能な開発目標（SDGs）等に関する取組など、国際連合や各国政府、NGO・NPO における持続可能な開発のための取組についても触れること」

14. 性差による役割意識の見直しへの言及

①該当箇所 p.121 第2章 第8節 技術家庭 第2 各分野の目標及び内容〔家庭分野〕1 目標(2)

②意見

日本においては、いまだに家庭において、性差による役割意識があることから、その見直しも目標の中を含めていただくことを提案します。また、その際、性的少数者についても配慮し、「男女」という性別を前提としない家庭のあり方についての議論を作り上げることが肝要だと思います。

目標（2）に下線を加筆することを提案します。「性差による役割意識の見直しも含め、家庭・家族や地域における生活の中から問題を見出して・・・」

15. 持続可能な開発のための教育（ESD）記載の歓迎

①該当箇所 p.127 第2章 第8節 技術家庭 第3 1（4）

②意見

「持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携を図ること」と持続可能な開発のための教育（ESD）に言及していることを歓迎します。ほかのすべての教科においても、可能な限り記載することによって、ESD を実践しやすい学校や教員が増えると思われます。

16. 目標・内容に「国際理解・多文化共生」の加筆

①該当箇所 p.130 第2章 第9節 外国語 第1 目標 (3)

②意見

外国語の目標(3)に「外国語の背景にある文化に対する理解を深める」ことが言及されていることを歓迎します。しかし、全体を通してコミュニケーションツールとしての外国語の習得の重要性が強調されているように見受けられます。その点は確かに重要ではありますが、目標(3)の「外国語の背景にある文化に対する理解を深め・・・」については、その後の指導内容にも反映されていないようです。コミュニケーションツールとしてだけでなく、広い視野から、国際理解、多文化共生、国際協力を考える機会として外国語学習を位置付けることを提案します。

この点については目標と内容に以下を加筆することを提案します。

第1 目標の追加

(4) 広い視野で国際理解を深め、異なる文化と共生するための態度や姿勢を身につけるとともに、国際協力や国際協調の精神を養う。

第2 各言語の目標及び内容

英語

目標の追加

(6) 理解すること

ア 外国語の背景にある多様な文化や価値に対して関心を持つ

イ 異なる文化を尊重し、共生するための態度や姿勢を身につける

ウ 広い視野から国際理解を深め、国際協力や国際協調の精神を養う

17. 教材の観点に外国語の背景にある文化の加筆

①該当箇所 p.138 第2章 第9節 外国語 第2 3 指導計画の作成と内容の取扱い (3)イ(イ)

②意見

教材の観点到「広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合うこと」が記載されていることを歓迎します。一方で、そのような広い視野を持つためには、英語に限定されない、外国語とその背景にある文化に対する関心を深める必要があることから、以下のように加筆することを提案します。

(イ)「英語を中心とする外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つこと」。

18. 教材の観点に多文化共生や国際協力の加筆

①該当箇所 p.138 第2章 第9節 外国語 第2 3 指導計画の作成と内容の取扱い (3)イ(ウ)

②意見

教材の観点到「国際理解や国際協調の精神を養うこと」が記載されていることを歓迎します。異なる文化を持つ人との共生は、現在、ますます重要になっていることや、世界各国との国際協力が必要になっていることから、多文化共生と国際協力を以下のように加筆することを提案します。

(ウ)「・・・我が国の一員としての自覚を高めるとともに、多文化共生や国際協調・国際協力の精神を養うことに役立つこと」

19. 日本人としての自覚、国を愛する態度について

①該当箇所 p.140-p.141 第3章 特別の教科 道徳 第2 内容 C [我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度]

②意見

道徳の内容として、「国を愛する態度」が入ることを懸念します。「愛する心」をどのように教授し、これを評価するのでしょうか。また、「国や郷土を愛する」その方法や対象は人それぞれであると思います。「自分の国の文化や伝統に関心を持ち、深く学ぶこと」、という表現に変更することを提案します。

また、[国際理解、国際貢献]にある「日本人としての自覚」については、外国につながる生徒等さまざまな民族的・文化的背景を持つ生徒の在籍が今後さらに増えることを鑑み、日本国籍保有を前提としない「日本に住む市民としての自覚」とすることを提案します。

20. 「持続可能な社会の構築」の加筆

①該当箇所 p.144 第4章 総合的な学習の時間 第1 目標 (3)

②意見

総合的な学習の時間に「積極的に社会に参画しようとする態度を養う」ことが記載されていることを歓迎します。ここに、前文でも強調されているように、「持続可能な社会の構築をめざし」を加筆し、「互いのよさを活かしながら、持続可能な社会の構築をめざし、積極的に社会に参画しようとする態度を養う」とすることを提案します。

21. 国際理解に関する学習についての加筆

①該当箇所 p.146 第4章 総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

②意見

小学校の学習指導要領には、「国際理解に関する学習を行う際には、諸外国の生活や文化などを体験することが記載されていますが、中学校の学習指導要領には国際理解に関する学習について記載がないので、以下、加筆することを提案します。国際理解や異文化体験だけでなく、文化の背景を深く理解し、国際的な問題について考え、国際協力や国際貢献の方法を考えることが重要なので、以下を加筆して下さい。

「国際理解に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験し、文化の背景を理解するとともに、国際的な問題について考えたり、調査したりするとともに、国際協力や国際貢献の方法を考える学習活動が行われるようにすること」

22. 性的少数者についての配慮

①該当箇所 p.148 第5章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 (2) イ男女相互の理解と協力

②意見

日本にも、心と体の性自認が異なったり、多様な性的指向を持つ性的少数者(LGBTs)が、7.6%いるといわれています(2015年電通ダイバーシティラボの調査による)。男女では収まらない、性的少数者である生徒への配慮も記載してください。以下のように加筆をお願いします。

「男女や性的少数者の理解と協力」「男女相互だけでなく性的少数者についても理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること」

以上